

平成 30 年度社会福祉法人さくら園事業報告

1 総論

改正社会福祉法施行 3 年目の平成 30 年度は、公益的取組みの推進、利用者ほか障がい者の一般就労促進及び重度障がい者支援の環境整備を展開した。

さくら園の公益的取組みは、工房とグループホームを災害時に提供する福祉避難所開設や施設所管備品の無料貸出等の 4 項目である。

障がい者の一般就労は、5 工房で 6 人、障害者就業・生活支援センターさくらで 119 人を数えた。一般就労に関して、全国社会就労センターは、毎年全国の被推薦企業に感謝状を配布しているが、31 年 2 月、安江 1 丁目の株式会社白星社（クリーニング、現在の雇用者 15 人＝うちさくら園利用者 7 人）が、さくら園の推薦により、10 年以上継続雇用の「特別感謝」を受けた。障がい者継続雇用での全国特別感謝は、全国社会就労センターの制度発足後約 30 年間で初めての事例である。

重度障がい者支援の環境整備については、南さくら工房イーズひまわりの特殊浴槽更新のほか、上越福社会と上越市肢体不自由児者父母の会の協力を得て、上越市に対して、人工呼吸器等医療的ケアが必要な人のショートステイ拡充及び放課後等デイサービス実施を要望した。また法人単独の専門研修や県内の先進施設見学など、増加する行動障がい利用者に対する支援力向上を図るとともに、職員の心身安定のためストレスチェックを基に個別の指導助言を行うなど、職場環境の改善に努めた。

2 実施事業の概要

(1) 工房

南さくら工房の放課後等デイサービスを含めて、5 工房全体 233 人の利用者は、前度とほぼ同じ人数で、年間の利用率は 96.3%であった。

就労訓練実施のさくら工房、つばき工房及び北さくら工房は、それぞれ実践的な就労・生活スキルの向上により、3 工房で 6 人がリサイクル業などに就職した。

生活介護事業を実施する 2 工房のうち南さくら工房は、重度障がいの利用者が多いこと、これに伴い配置職員が多いことから、重度心身障がい者支援の班を、施設内分場として「イーズひまわり」を分離した。居多さくら工房は、利用者増員に対処するため、約 56 m²増築し、作業室を 220 m²に拡張した。

さくら工房は、訓練の効果を上げるために、就労プログラムと生活プログラムを設定した。就労プログラムでは 2 回の企業見学と面接の練習、生活プログラムでは、挨拶と茶碗洗いの練習、トイレの使い方、ロッカーの整理及び外食訓練を通じたマナーを学習した。いずれも徐々に修得効果が表れており、就労に関しては、一部利用者だけが就職に対する意欲が顕著になった。

つばき工房は、定期的な検討会を通じた利用者特性の共通認識と、工賃増額のための営業活動を目標にした。利用者特性の把握は、奇数月の検討会で詳細に情報を共有

した結果、支援方法の見直しにつながった。ありがとうブランドの営業努力の結果、タオルの大量注文により前年度比 33%増額、レンタルおしぼりは、得意先の 3 店舗増により前年度比 5%増収した。

北さくら工房は、地域貢献活動として海水浴前の 6 月に直江津海岸を掃除した。また、就労の目標を 1 人以上としたが、職場実習や施設外作業訓練を積極的に行った結果、利用者の就労スキルが高まり、3 人の就職を実現した。

南さくら工房は、利用者の意思決定を支援することを目標にし、活動や食事等を自己選択する機会を多く持った。あわせて、文字、絵カードや写真等を用いて、指差しや視線による一人ひとりの表現方法を見極めた。行事は小グループに分け、利用者の特性に合わせた内容を実施した。行動障がいへの支援力を向上させるため、担当職員全員が、県立コロニー白岩の里と新潟市の太陽福祉会を訪問して直接実務を学んだ。

居多さくら工房は、就労継続 B 事業と生活介護事業を行う中で、利用者一人ひとりの特性を把握し、支援内容を職員全員でまとめることを目標にした。就労継続 B 事業のうち、就労意欲が高く就職可能と判断した 1 人を北さくら工房の就労移行事業に移行、作業訓練より生活面の訓練が適当であると認めた 3 人を生活介護事業に切り替えるなど、利用者それぞれに対して実効ある支援を行った。また、音楽療法や工作を通して、利用者ができる事の可否を見極め、螺子回しやビーズ通し等その人の能力に合った作業を選択して、それぞれの自立行動を促した。

30 年度に新設された就労定着支援事業については、さくら工房、つばき工房及び北さくら工房が実施した。この事業は、工房を利用していた人が就職した場合、就職後もその工房職員が 1 カ月に 1 回以上、企業を訪問して相談、助言等支援するものである。さくら工房で 2 人、北さくら工房で 1 人を支援したが、それぞれの支援は、就労者にとって、不安軽減や従業員としての意識向上につながった。企業は、当初は訪問日程の調整等で多少の混乱があったようだが、現時点では不要なトラブルを招かないシステムとして受入れてくれた。

* 各工房の 30 年度末実施事業と利用数、年間利用率及び職員数は次のとおり。

工 房 職員数	実施事業	定 員	利用契約	利用率
さくら工房 常勤 7 パート 7	就労移行	6 人	5 人	70.0%
	就労継続 B	24	27	92.0
	生活訓練	8	8	89.0
	計	38	40	87.7
つばき工房 常勤 5 パート 6	就労移行	4 人	4 人	82.7%
	就労継続 B	24	31	96.5
	生活訓練	6	7	99.5
	計	34	42	95.6

北さくら工房	就労移行	4人	5人	109.6%
常勤 9	就労継続 B	25	29	94.1
パート 9	生活訓練	8	10	97.3
	計	37	44	96.5
南さくら工房	生活介護	35人	54人	106.6%
常勤 18	放課後等デイ	5	15	82.0
パート 14	計	40	69	103.0
居多さくら工房	就労継続 B	5人	4人	92.9%
常勤 9	生活介護	23	34	99.2
パート 7	計	28	38	98.1
合計		177人	233人	* 96.3%
常勤 48 パート 43				

(*5 工房年間延利用者数 45,845 人 ÷ 269 日 ÷ 総定員 177 人)

(2) グループホーム及びショートステイ

グループホームは7ホームで48人を支援、このうち就労は12人、工房利用は34人、ホーム在宅は2人であった。入居者の最年少は20歳、最年長は73歳で平均年齢は51.3歳である。

さくらホーム陽とさくらホーム直のショートステイは、延人数316人で前年度比マイナス14人、延日数は614日で前年度比+71日を稼働した。1泊を2日にカウントするため、暦の日数を上回る。

7ヶ所のさくらホームは、総務を所管する者が所長以下5人、入居者の食事その他を担う世話人が各ホーム2人で14人、毎日の宿直と休日の日直を務めてくれるボランティアが19人で、合わせて38人が担当した。

* グループホーム	定員	入居数
さくらホームさくらの家	11人	11人
さくらホームつばきの家	10	10
さくらホーム五智	6	6
さくらホーム寺町	5	5
さくらホーム朋	6	6
さくらホーム陽	5	5
さくらホーム直	5	5
計	48	48

* さくらホーム併設ショートステイ 2室
 ショートステイは寺町地区に1ベッド、塩屋新田地区に1ベッド。

(3) 障がい者支援室

ア 障害者就業・生活支援センターさくら

主任職場定着支援ワーカーと精神障がい者支援ワーカーを含む労働局事業、新潟県障害福祉課事業及び上越市福祉課事業を受託、所長以下 8 人態勢で雇用企業の開拓をはじめ、就職者の職場定着、就業のための訓練や日常生活について総合的に相談を受け支援した。

* 業務実績

- ・相談件数 5,892 件（累計 76,661 件）
- ・新規登録者数 159 人（現員 1,114 人）
- ・新規一般就労者数 119 人（現員 662 人）
- ・事業所相談・協議件数 1,431 件（累計 19,516 件）
- ・職場適応援助件数 49 件（前年度 44 件）

* 障害者雇用率（常用労働者 50 人以上の事業所に 2% の雇用義務）

30.6.1 現在	上越管内	2.16%	新潟県内	2.06%	全国	2.05%
29.6.1 現在	上越管内	2.03%	新潟県内	1.96%	全国	1.97%

イ 相談センターさくら

市内に基幹相談センターのほか、13 か所の相談機関がある。相談センターさくらは、相談専門機関として、所長及び相談員 1 人が、訓練施設利用者のサービス等利用計画の作成及びモニタリング（定期的相談）を行った。また新規利用者の各種相談に応じ、サービスの選択についての相談業務を行った。

* 業務実績（ ）は 29 年度

○ サービス利用計画案作成

- ・障がい者 200 件（197 件）
- ・障がい児 32 件（32 件）
- ・相談 1,892 件（1,692 件）

○ モニタリング

- ・障がい者 207 件（153 件）
- ・障がい児 57 件（58 件）

(4) 就労支援

30 年度に就職した利用者は、さくら工房 2 人（リサイクル業ほか）、つばき工房 1 人（特別支援学校）及び北さくら工房 3 人（居多さくら工房、スーパーマーケットほか）でさくら園全体で 6 人であり、昭和 63 年度以降の累計は 78 人になった。

また、職場実習は実務訓練として重要な要素であるため、就労を前提としたトライアル雇用や工房それぞれのツールにより、例年どおり、スーパーマーケット等のバックヤードや食品販売業務、介護施設等の清掃業務及び農業生産法人の農作業に従事して訓練に努めた。

(5) 放課後等デイサービス事業における医療的ケア

発達段階から個々の課題に見合った生活支援及び療育支援を行った。療育支援では集団遊びやミュージックケアを取り入れた。

放課後等デイの医療介護が必要な重度障がい児に対する支援態勢が、特別支援学校の対応と必ずしも整合していない。特に人工呼吸器が必要な児童については、学校では機器を操作しないため、施設としてどう対応すべきかについて苦慮している。上越市は現在、地域医療センター病院に空きベッド前提の医療的ケアショートステイを開設しているが、あくまで条件付きのシステムである。これを安定的に拡充してもらうため、平成30年11月上越市に対して、上越福祉会、上越市肢体不自由児者父母の会と3者連名で、人工呼吸器を含む医療的ケアを担う独自枠のショートステイと放課後等デイサービス事業の併設を要望した。(平成31年4月に、関係機関、関係者と協議する旨の回答があった。)

(6) 虐待防止

職員一人ひとりが、障がい者支援の原点を認識するため、平成30年6月にさくら園単独で虐待防止研修会「アンガーマネジメント講座」を実施した。怒りをコントロールし、問題解決やコミュニケーションに結び付けるとともに、ストレスと上手につきあい、仕事を充実させていくことを学んだ。そのほか、各種専門研修受講を通して虐待防止の認識と実務の向上を図った。

(7) 施設整備等

利用者増員に対処するため、居多さくら工房作業室 56㎡増築。法人単独事業 15,849千円。南さくら工房イーズひまわり浴槽更新 6,000千円(労働局職場定着支援助成金 1,500千円)。さくらホーム五智スプリンクラー整備 6,480千円(施設整備国庫補助金 4,860千円)、さくらホーム陽スプリンクラー整備 3,024千円(施設整備国庫補助金 2,268千円)。

その他各施設はいずれも必要に応じて対処し、作業環境、職場環境の適正化維持及び安全確保に努めた。主なものは、さくら工房の敷地内舗装更新、自動火災報知機更新、授産事業用高圧洗浄機更新、北さくら工房の玄関風除室整備、送迎車両更新、南さくら工房の車両更新、建物南側壁除却、さくらホームのエアコン更新。

(8) 安全安心な施設運営

さくらホーム陽で、夕食中に入居者が、台所からお茶を入れた容器を素手で運んでいて躓き、別の入居者の背中にお茶をこぼし火傷を負わせた。その際、職員の判断ミスにより、直ちに受診せず、通院と保護者への報告が翌日になってしまった。保護者の強い叱責、事故の原因究明と改善の必要から、直ちに、食卓の位置や入居者の席及びポットの位置などを変更したほか、食堂と団らん室の仕切り壁を撤去した。負傷した入居者は都合4回の通院で完治し、保護者の寛恕を得た。

また、他のグループホームと5工房についても、危険箇所の有無を点検するとともに、施設、設備及び利用者、職員の行動について、常にヒヤリハットを意識し、不安全な状態と不安全な行動の除去に努めることを確認した。

(9) 送迎

リフト付マイクロバス1台、マイクロバス1台、15人乗1台及び8人乗3台で、方面ごとに90人を送迎した。この他、つばき工房、南さくら工房及び居多さくら工房では、重度障がい利用者を中心に個別に送迎した。

(10) 職員研修

平成18年4月の障害者自立支援法の施行以来、契約に基づく障害サービス施設の利用について、利用者・保護者と施設・法人の間に、支援内容等に関して全国的な問題が生じている。

さくら園は、利用者・保護者と互いに信頼し、将来に亘り不必要なトラブルを生じさせないため、パート職員を含め全職員を対象に、リスクマネジメント研修会を実施した。2月13日(水)、東京から、障がい者施設における各種トラブルを解決している外岡弁護士を迎え、リスクに備えた記録の仕方や起きそうな事故に対する備えについて、講義を受けた。法人・施設は、利用者・保護者との間に内容が明確な契約書の締結が不可欠であること、明確な契約がトラブルを防止し相互の信頼に繋がることを学んだ。

また、虐待防止研修として、6月17日(日)に、元新潟医療福祉大学教授の岡田氏を招聘し「支援者のためのアンガーマネジメント講座」を開催した。支援員及びグループホーム世話人等約85人が受講し、怒りを自ら調整管理すること、怒りに温度差があること、怒りのメカニズム、重要なことと重要でないことを意識すること等を、問題解決やコミュニケーションに結び付けるとともに、ストレスと上手につきあい、仕事を充実させていくことを学んだ。

そのほか、臨時職員、パート職員を問わず、関係機関主催の専門研修や分野研修を、積極的に受講させ、技術能力の向上に努めた。特に発達障がいについては、先進的に取り組んでいる施設を見学し実地の対応能力修得に努めた。

(11) 苦情解決

施設ごとに苦情解決責任者、受付者及び第三者委員の名簿を掲示し、利用者及び保護者等に周知している。30年度はさくら工房の保護者から1件、北さくら工房の利用者から1件、合わせて2件の苦情申立てがあった。さくら工房の案件は、喫煙場所以外の敷地内で職員とグループホーム入居者が喫煙したことをたしなめたものであるが、早速決められた場所での喫煙を指示した。北さくら工房の案件は、自分が利用している送迎バスの運転に関して不安があるとのことであったが、多分に個人的な拘りによるものであったので、運転支援員に事実を周知するに止めた。

そのほか、南さくら工房の支援について、現状を確認しつつ開設時の状況を踏まえて、重度障がい者に対する支援は如何にあるべきか等の助言をいただいた。

(12) 福祉避難所

福祉避難所は、上越市が災害時における高齢者や障がい者の避難先として、一般市民とは別の施設を用意したものであるが、101施設が受入協定を締結している。

さくら園は、さくら工房・さくらの家・つばきの家で10人、北さくら工房2人、南さくら工房12人、居多さくら工房5人、さくらホーム朋・さくらホーム陽で4人、合わせて33人の枠を提供している。

30年度は、8月28日（火）の豪雨の際、居多さくら工房が開設し受入れ態勢を整えたが、実際の避難者はなかった。浸水の恐れのあるさくら工房、さくらの家、つばきの家及び北さくら工房は、災害時の避難所として不相当であるため、上越市に対して指定の見直しを求めた。

(13) 公益的取組み

さくら園は、前記の、①福祉避難所設置のほか、②県経営者協議会の生活困窮者に対する生活・就労訓練事業（にいがたセーフティネット事業）、③法人所有の車両等備品の無償貸出及び、④市内の障がい者施設が合同で実施する「ふくしのひろば」の4項目を設定している。

30年度は、実務的には、にいがたセーフティネット事業の受入れはなかったため、3項目を実施した。また、新たな取組みについては検討に止まった。

3 授産事業

(1) 授産事業収入

行政や企業からの受託作業として、贈答品包装、買物カゴ洗浄、市有地等草刈、公共施設・アパート等の廊下掃除、空き缶分別、段ボール組立、文書封入、茸栽培容器整理、茶の袋詰め及び上越市ごみ袋の梱包など、また、自主作業として、紙工、手縫い雑巾、名刺・はがき印刷、鉢花・花苗、タオル・トレーナー等ありがとうブランド、ケーキ・クッキー等の製造販売のほか、レンタルおしぼり、小型電子部品解体等の作業を行った。

収入は、南さくら工房が約1,000千円減額したが、さくら工房とつばき工房を合わせて約2,900千円増額したことにより、5工房全体で差引約1,800千円増額となった。

南さくら工房の減額理由は、就労継続B事業を生活介護事業に統合したことにより作業時間を短縮したことである。2工房で増額したのは、さくら工房が上越市老人クラブ連合会の協力を得て、毎年実施しているシクラメンとデンドロビュームの鉢花販売が盛況だったことと、つばき工房のありがとうブランド等自主製品が、営業努力により販売額が伸びたことによる。

(2) 支払工賃

工賃は授産収入から水道光熱費や仕入費用等諸経費を差し引いた残額を仕事量に応じて配分しているが、原資は5工房合わせて25,939千円で前年度(25,021千円)を約900千円上回った。

5工房全体の1人1か月平均工賃11,620円は、前年度(12,265円)に比べてマイナス5.3%、645円の減額となった。原資が増額しながら平均工賃が下がったのは、対象人数が29年度の170人に対して、30年度は186人に増加したためである。

各工房の平均工賃は、さくら工房19,675円(前年度18,786円)、つばき工房15,836円(前年度15,724円)、北さくら工房12,470円(前年度12,225円)、南さくら工房4,319円(前年度6,719円)、居多さくら工房6,946円(前年度8,363円)だった。

さくら園は、利用者の就労促進と重度障がい者受入れを支援の柱にしている。さくら工房、つばき工房及び北さくら工房は、就労系の訓練主体の支援であり、30年度はいずれも増額となった。南さくら工房と居多さくら工房は生活介護主体の支援であり、30年度は減額となった。このように、今後の授産事業への取組みは、支援の内容により拡大と縮小に分化していくと考えられる。